

保存版

子どもを守ろう！

保護者の
皆様へ

ネットに潜む落とし穴から！

インターネットと各種情報機器（スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、タブレットなど）の普及により、いつでも、どこでも、だれとでも、何でも、無料で、手軽に、情報交換・公開できる時代です。「LINE」などの無料通信アプリによるトラブルはもはや他人事ではありません。こんなに身近なところでも起こっています。

異性交際を目的とした ID交換

見ず知らずの人と連絡を取ってしまうと…。初期設定時のアドレス帳送信やID検索の許可からトラブルが発生。ストーカー被害に遭うことも。



ネットいじめ

特定の子どもをグループから追い出す「ライン外し」。悪口や中傷を不特定多数の人間に送付。

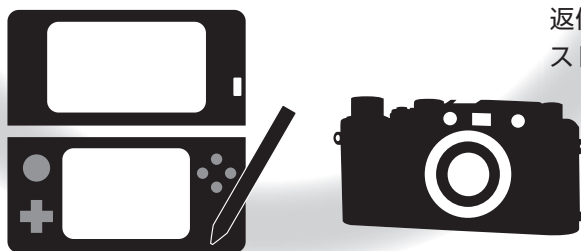


インターネットに接続可能な
機器はこんなに身近に
存在しています



有料サイトからの 高額請求

「無料ゲーム」となっていますが、武器や衣装などのアイテムは有料。知らないうちに購入して、ある時、高額請求が…。



ネット依存症

熱中しすぎて勉強時間が確保できない。寝るときにも携帯電話や携帯音楽プレーヤーを肌身離さず。返信しなきゃのプレッシャーからストレスに。

あなたはネット端末依存症？

- ネット端末を家に忘れて外出すると不安だ
- 電波の弱い場所には長居をしたくない
- 15分以上待っても返信がないとイラつく
- 食事中にメールがきてもすぐにチェックする
- 夜中に着信があってもとりあえず確認する
- 家に帰ったらまずメールする

2つ以上該当すると「依存症」です

あなたのお子さんは大丈夫？

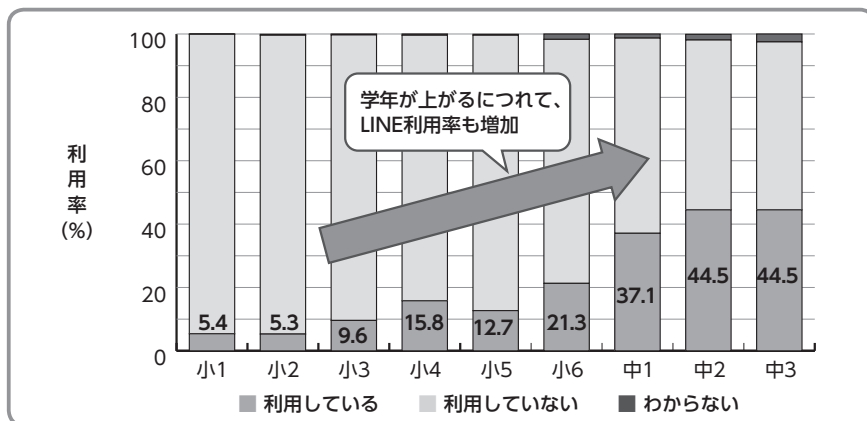
白山市PTA連合会

白山市内小中学生のLINE等利用実態

白山市PTA連合会では、平成25年7月、白山市内小中学校全保護者10,366名を対象に、LINE等の無料通信アプリに関する緊急アンケート調査を実施いたしました。（回答8,054名、回答率77.7%）

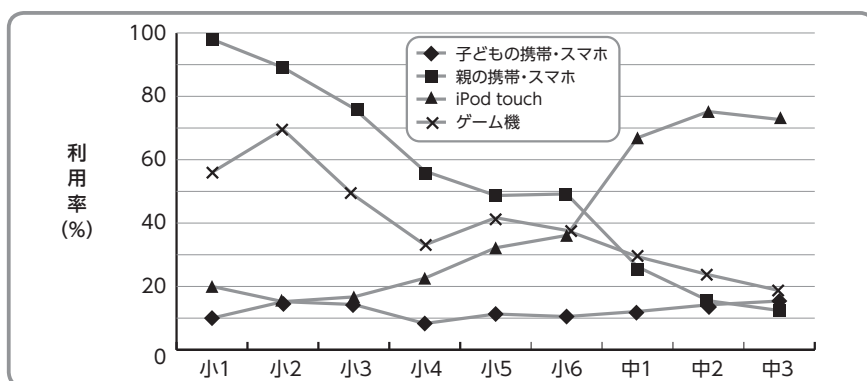
■おさんはLINE等の無料通信アプリを利用していますか？

LINE利用率は、学年が上がるにつれて増加。中学校3年では45%のおさんがLINEを利用しています。
小6から中1にかけて利用率が増加しています。



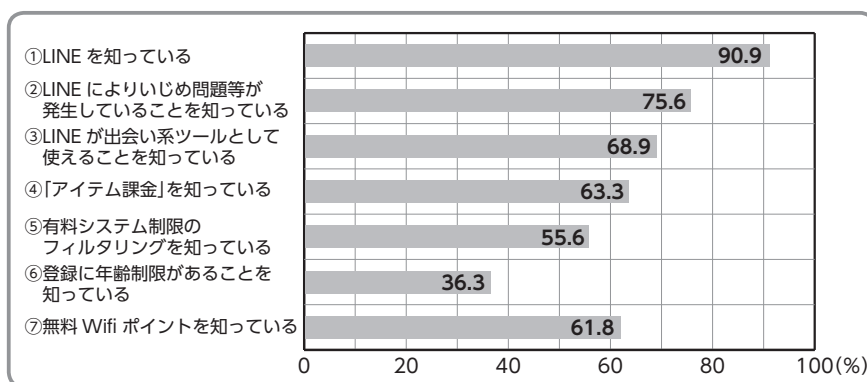
■おさんがLINE等を利用している機器をお知らせください。（複数回答可）

小学校低学年では、LINE利用者は親の携帯・スマホやゲーム機を使用しています。
中学生になると、LINE利用者の7割がiPod touchを使用しています。



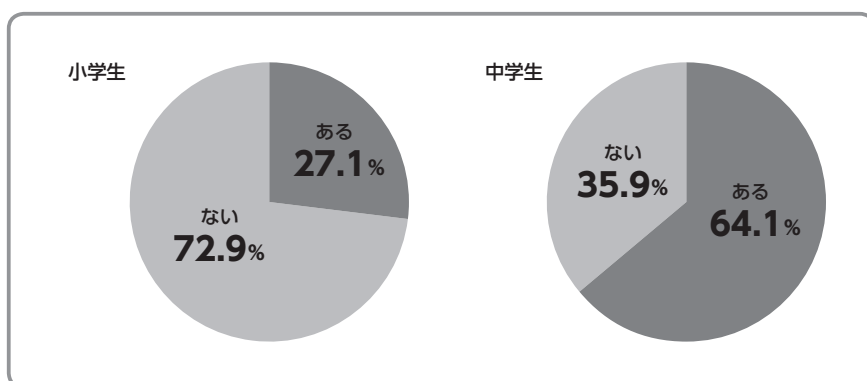
■LINE等に関して知っていますか？

LINEの認知度は高く、9割の保護者がLINEを知っています。
登録の年齢制限があることを知っている保護者は36%。



■家庭でLINE等の問題を話題にしたことがありますか？

家庭でLINE問題を話題にしている割合は、小学生家庭で27%、中学生家庭64%となり、小学生家庭と中学生家庭でのLINEに対する意識の違いが見られます。



利用者登録に係る年齢制限

各種サービスを受けるためのアカウント取得では13歳未満は登録不可などの制限が設けられています。

買い替えたスマートフォンの落とし穴

機種変更したスマートフォン。通話ができなくてもネットにつなげることが可能です。

町にあふれるアクセスポイント

コンビニやスーパーなど、無料のアクセスポイントは市内のあちこちにあります。子どもたちは、これらを情報共有してネットにアクセスしています。

無線LANの落とし穴

無線LANを利用してネットにアクセスする場合、販売店のフィルタリングサービスが有効とならないことがあります。子どもたちを守るには、①無線LAN用のフィルタリングソフトをインストールする、②機能制限アプリを利用して無線LANへの接続を制限する、などの対応が必要です。

写真に潜む位置情報

スマートフォンやケータイで撮影した写真とともに位置情報が掲載されるものがあり、自分の居場所や自宅が特定されることがあります。



意外と知らないネット事情

ネットの発言が罪になることも

面白半分で他人の悪口や中傷を書き込みしたとしても、「名誉毀損罪」や「侮辱罪」として、未成年者でも逮捕されることがあります。「言いつばなし」は通用しません。

ネット購入の落とし穴

クレジットカードの番号入力だけで簡単に買い物ができる場合があります。

一生消せない情報

一度、ネット上に流れた情報は一生消すことはできません。思いがけないところからコピーされ、広まる場合があります。

匿名ではない“匿名”

ネット接続に“匿名”はありません。いろいろな情報からその個人を特定することができます。

いしかわ子ども総合条例があります

携帯電話の利用制限について(第33条の2関係) - 要旨 - 保護者は、青少年の年齢、発達段階等を考慮し、適切な対応に努め、特に、小中学生には、防災、防犯その他特別な目的を除き、携帯電話を持たせないように努めるものとします。

ネットと正しく付き合うために

インターネットは便利なもの。しかし、正しく利用しないと様々なトラブルに巻き込まれます。正しく理解し、安全に利用するために、まずは、お子さんとの話し合いから。

お子さんとの会話にご活用ください。

- インターネットは使ったことあるの？
- どこで使ったことあるの？
- どんな情報機器/ソフトウェアで使ったことあるの？
- インターネットで何がしたいの？
- 誰とやりとりしているの？
- どんなことが書いてあったの？テレビとは違うの？
- インターネットでの会話は普通の会話と何が違うの？
- インターネットで良い思いや嫌な思いをしたことがあるの？
- インターネットを使っていて疲れたと感じたことは無いの？
- いろいろな危険があることを知っているの？
- 怖いと思ったことはあるの？
- これからどのように使っていこうか？



お子さんをネット被害者にさせないために！ ネット加害者にさせないために！

① お子さんの使用機器は保護者が必ず設定しましょう。

ネット機器の初期設定、ネットへの接続設定、ID、パスワードの管理は保護者が必ず責任を持って行い、“自分の名義の機械を子どもが使用している”という意識を持ちましょう。

② 使用について家庭内ルールを作りましょう。

危険性についてお子さんと一緒に学び、ルール作りの必要性を伝えましょう。ルール作りは一方的にならないように、お子さんと話し合いながら決めましょう。また、ルールを決めて終わりではなく、きちんと守られているか確認しましょう。

全ての責任は親にあります。

お子さんと一緒にもう一度考えてみませんか！！

ネットトラブルにあったら、白山市PTA連合会にご連絡ください。

<http://hakusan-pta.com>